大阪府私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準（案）

　大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、通信制の課程（以下「課程」という。）を置く私立高等学校又は私立中等教育学校（以下「私立学校」という。）の設置、私立学校の課程・学科の設置、私立学校の収容定員に係る学則変更及び広域の課程を置く私立学校に係る学則変更の認可を行う場合は、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号、以下「通信規程」という。）その他の関係法令等のほか、この基準及び手続により審査する。

第１　私立学校の設置認可

１　私立学校の責務

　　私立学校は、社会的に重要な役割を担っていることから、教育条件の維持向上のため不断の努力をすることにより、その責務に応えうる教育を行うこと。また、学校評価の実施や積極的な情報の提供も行い、保護者や社会からの信頼を得るよう努めること。

２　名称

(1) 私立学校に付する名称は、当該学校の目的に照らし、学校の名称としてふさわしいものであり、既存の高等学校又は中等教育学校のものと同一又は紛らわしいものでないこと。

(2) 学科等に付する名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与えないものであること。

３　立地

(1)風俗営業施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業又は同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設をいう。）などの教育にふさわしくない施設が、周辺に数多く立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境に位置すること。

(2) 適正な教育条件を確保するため、既存の私立学校の配置、学科の設置等の状況を考慮した適切な立地であること。

４　規模

(1) 私立学校の収容定員は、実施校並びに分校、協力校、技能教育施設及びその他の学校又は施設ごとの収容定員の合計とする。

(2) 施設の収容定員については、適正な教育条件を確保するため、設置される都道府県の生徒数の将来動向及び既存の私立学校の収容定員等の状況を考慮し、その時点において学校が用意をしている指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数であること。

(3) 通信教育連携協力施設を設置する場合においては、通信教育連携協力施設ごとの定員を設定するものとし、面接指導等実施施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内でなければならないこと。

(4) 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。

５　教職員数

(1)教諭等は、教育活動に支障をきたさない構成であり、その数については、施設ごとに通信規程第５条第１項に掲げる数以上とする。なお、端数を生じた場合は切り上げるものとする。ただし、この数は、教育を行うために必要な最低の基準であり、生徒一人ひとりに寄り添った支援を行う体制を整えること。

(2) 実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされていること。

(3) 事務職員の数は、施設ごとに別表に定める数以上とすること。

(4) その他教職員の配置については、生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほか、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとすること。

(5) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第１項及び第２項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。

６　施設及び設備等

(1) 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であること基本とすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法（昭和33年法律第56号）第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）、その他の学校又は施設とすることができる。

(2) 実施校の校舎には、通信教育規程第９条第１項の各号に掲げる施設及び第10条の設備を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けること。特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための設備を備えること。また、体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。

　　なお、独立校の校舎面積は、1200平方メートル以上とすること。

(3) 実施校及び分校は、他の学校等（同一の設置者が設置するものを含む）と校地、校舎等を共用していないこと（建物の一部を区分使用又は区分所有して校舎とする場合における校地の共用を除く。）。

(4) (3)にかかわらず、年齢差を考慮した安全対策を講じるなど、安全上及び教育上支障がなく、かつ、次のすべての基準を満たす場合に限り、校地及び校舎を共用することができる。

　　ア　同一の設置者が設置するもので、学校教育法第１条並びに第124条及

　　　び第134条第１項に規定する学校等であること。

　　イ　共用する校舎が、当該学校の同一敷地内にあること。

　　ウ　校舎の共用については、普通教室を共用していないこと。また、当

　　　該学校は階全体を占有すること。

　　エ　校舎の面積は、当該学校及び共用する学校等がそれぞれ法令等で必

　　　要とされる面積の合計以上であること。

(5) 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。

(6) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員など必要な事項を記載するものとすること。

(7) 学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものであること。

(8) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、第１の３（１）および６（５）、（７）の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。

　また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。

(9) 面接指導等実施施設において、理科、音楽、美術、家庭、情報、体育等の観察・実験、実習、実技等を行う必要のある教科・科目等の面接指導を行う場合においては、それに必要な施設及び設備や運動場等を確保すること。

(10) 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。

(11) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、その連携協力内容について、当該施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行い、必要に応じて適切な指導・支援を行うよう努めること。ただし、実施校と当該施設の設置者が同一である場合には、この限りでない。

(12) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。

(13) 校舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令を遵守し、その定める基準に適合しているものであること。

７　資産等

(1) 実施校及び分校における校地、校舎その他の施設は、自己所有であること。ただし、教育上支障がなく、かつ、次のア又はイのいずれかに該当し、将来にわたり安定して使用できる場合に限り、借用とすることができる。

　　ア　20年以上にわたり、賃借権等を取得し、これを登記すること。

　　イ　所有者が国、地方公共団体等の公共的団体である場合は、20年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。この場合、20年以上の安定的な利用を確保できることが確実であること。

(2) 実施校及び分校の校舎は、建物全体を占有すること。ただし、国又は地方公共団体が設置する文化教育施設等の施設と複合する場合についてはこの限りでない。

(3) (2)にかかわらず、学校施設と他の施設とを複合化した建物において、自己所有の建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件も満たすこと。また、国又は地方公共団体が所有する建物を借用する場合であって、当該建物の一部を区分使用して校舎とする場合も同様とする。

　　ア　非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、学校施設として使用する部分と学校以外の他の施設として使用する部分との区分が明確になされていること。

　　イ　学校施設と学校以外の他の施設として区分使用する場合は、出入口及び当該学校に至る通路等が当該学校の専用であること。

　　ウ　非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、当該学校として使用する部分は、構造上独立したものであること。また、区分使用が２以上の階にまたがる場合は、連続した階であること。

　　エ　建物を区分使用する学校以外の他の施設が、学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される取決め等（学校法人の寄附行為への規定及び学校法人の意思決定機関の決議を経た上で作成された学校法人の誓約書並びに不動産賃貸借契約への明記等）があること。

　　オ　運動場及び校舎の面積は、学校以外の施設が使用する部分を除いて、設置基準上必要な面積を備えていること。

　　カ　教育長が別に定める基準を全て充足すること。

(4) (2)にかかわらず、学校施設と他の施設とを複合化した建物において、建物を区分所有して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件も満たすこと。

　　ア　当該建物に係る土地については、設置者が単独で自己所有している

　　　こと。

　　イ　(3)アからウまで、オ及びカのいずれの条件にも該当すること。

　　ウ　建物を区分所有する学校以外の他の施設が、学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される区分所有者間での取決め等（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく規約及び借地契約への明記等）があること。

(5) 設備は自己所有であり、負担附（担保に供せられている等）でないこと。

(6) 私立学校の設置に係る負債（日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を除く。）がないこと。

(7) (6)にかかわらず、既設の学校法人が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。

　　ア　借入金額が校地取得費及び校舎建築費の３分の２以下であること。

　　イ　借入先が確実な金融機関であること。

　　ウ　適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。

　　エ　当該借入後において、学校法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30％以下であり、かつ、学校法人の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20％以下であること。

(8) 校地、校舎その他の施設は、負担附でないこと。ただし、(6)、(7)の借入金に係る担保はこの限りでない。

(9) 開設年度の人件費の３分の１に相当する運用資金を保有していること。

(10) 開設年度から少なくとも２年間の学校運営に係る予算について、適正な計画を立てており、授業料、入学料等現金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められること。

(11) 校地、校舎その他の施設及び設備の整備に要する経費及び(9)の経費のための資金で、(6)、(7)の借入金を引いた額が、私立学校開設時に収納されることが確実と認められること。

８ 通信教育の方法等に関すること

(1) 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）等に基づき、適切に実施すること。

(2)実施校の設置者は、特に以下を満たす体制を整えること。

ア 添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。

イ 各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。

ウ 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。

エ面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。

オ 通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。

カ 実施校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法（昭和 23 年法律第186号）第８条第１項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第１項に規定する危険等発生時対処要領、通信規程第４条の３に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成すること。

キ　実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって通信規程第14条第１項に規定する情報の公表を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示すること。

９　設置者の管理運営

設置者及びその設置運営する学校等の管理運営については、適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。

　　(1) 関係法令等を遵守し、法令の規定、法令の規定による処分及び法人

　　　の寄附行為に基づいて、適正に管理運営されていること。

　　(2) 役員の間における訴訟その他の紛争の有無

　　(3) 日本私立学校振興・共済事業団等からの借入金の償還（利息、延滞金の支払いを含

　　　む。）は公租・公課（日本私立学校振興・共済事業団の掛金を含む。）の納付状況

10　資格

私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。

(1) 学校教育法第４条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して５年を経過していないもののうち教育長が悪質と判断した者

(2) 学校教育法第13条の規定により学校等の閉鎖命令処分を受けた日から起算して５年を経過していない者（学校等の閉鎖命令処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該学校等の廃止についての認可の申請又は届出を行った者（当該学校等の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該申請又は届出の日から起算して５年を経過していないものを含む。）

11　広域の課程

新たに設置する通信制高等学校に係る広域の課程の設置認可は、原則として行わない。

第２　課程の設置認可

　第１の３から10（６及び７の(9)を除く。）の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「課程」と読み替える。

第３　学科の設置認可

　第１の４から10まで（６及び７の(9)を除く。）の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「学科」と読み替える。

第４　私立学校の収容定員に係る学則変更認可

１　規模

　収容定員数の設定については、第１の４の規定を準用する。

２　教職員、施設及び設備等

収容定員を変更する場合は、第１の５から10まで（７の(9)を除く。）の規定を準用する。この場合、第1の５から７までについては変更後の収容定員によるものとし、「私立学校」を「収容定員」と、「設置」及び「開設」は「変更」と読み替える。

　ただし、収容定員を減員する場合は、第１の６から10までの規定は準用しない。

第５　広域の課程を置く私立学校に係る学則（収容定員に係るものを除く）変更認可

１　入学検定料、入学料及び授業料等

　私立学校の運営状況等を考慮して、適正に設定すること。

２　通信教育を行う区域

(1) 通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。

(2) 大阪府の設置認可を受けた既設の通信制高等学校について当該学校が適正に運営されていると認められる場合において、当該学校に係る定員充足の状況、十分な教育内容及び学校経営の安定性・継続性等を踏まえて教育上支障がないことが確実と認められるときは、当該学校の開設から３年を経過した後、広域の課程への変更を認めるものとする。

(3) 通信教育を行う区域は、当該区域の属する都道府県の意向や影響等を考慮した上で適正に設定されたものであること。

(4) 通信教育を行う区域を拡大する場合は、第１の９及び10の規定を準用する。

３　分校の設置

　第１の３から10までの規定を準用する。この場合、第１の７については、「私立学校」は「分校」と読み替える。

４　協力校の設置

　第１の４、５、６(（2）、（3）、（4）、（7）は除く)、８、９及び10の規定を準用する。

５　指定技能教育施設との連携

　第１の４、５、６(（2）、（3）、（4）、（7）は除く)、８、９及び10の規定を準用する。

６　その他の学校又は施設を利用した面接指導等実施施設の設置

　第１の４、５、６(（2）、（3）、（4）、（7）は除く)、８、９及び10の規定を準用する。

７　学習等支援施設の設置

　第１の６（6）、（7）、（8）、（10）から（13）、９及び10の規定を準用する。

８　その他

その他の事項について、学則の変更を行う場合、大阪府内の高等学校に関する諸状況等への配慮が図られており、かつ、教育上支障がないと認められること。

第６　申請手続及び標準処理期間

１　私立学校の設置認可

(1) 計画書の提出

私立学校の設置認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として開設年度の前々年度の９月30日までに計画書を教育庁私学課に提出すること。この場合において申請者は、教育庁私学課から申請についての助言を受けることができる。

 (2) 申請書の提出

申請者は、様式第１号により認可申請書(以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、校舎の建築等を伴う場合は、原則として開設年度の前々年度の11月30日までに、校舎の建築等を伴わない場合は、原則として開設年度の前年度の６月30日までに教育長に申請すること。

 (3) 審査期間等

　　ア　教育長は、適正な内容の申請書を受理後、内容を審査した上、直近の大阪府私立学校審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会からの答申後10日以内に答申の内容を申請者に通知する。

　　イ　申請者は、申請内容に変更があったときは、様式第２号により変更届を提出するものとし、教育長は、変更届の提出があったときは、当該変更届の内容につき直近の審議会に報告する。この場合において、教育長は、当該変更届の内容について当初の申請内容から重大な変更があったと認めるときは、当該変更届の内容につき再度、直近の審議会に諮問するものとし、審議会からの再度の答申後10日以内に当該答申の内容を申請者に通知する。

　　ウ　教育長は、私立学校の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、原則として開設年度の前年度の９月30日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。

２　課程又は学科の設置認可

　１の規定を準用する。その場合、「私立学校」は「課程（学科）」と読み替える。

３　私立学校の収容定員に係る学則変更認可

　１の規定を準用する。その場合、「設置」は「収容定員に係る学則の変更」と、「開設」は「変更」と読み替える。

　ただし、収容定員を減員する場合の申請書の提出は、原則として変更年度の前年度の１月31日までとし、原則として変更年度の前年度の３月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

４　広域の課程を置く学校に係る学則（収容定員に係るものを除く。）変更認可

　１の規定を準用する。その場合、「私立学校の設置認可」は「広域の課程を置く学校に係る学則変更認可」と、「開設」は「変更」と読み替える。

　なお、分校の設置等が伴わない申請については、教育長は審議会からの答申後30日以内に当該申請について認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。

附則

　１　この基準は、平成２８年５月１３日から施行する。

　２　この基準は、施行日以降、新たに申請される課程を置く学校の設置、学校の課程又は学科の設置、課程を置く学校の収容定員に係る学則変更並びに広域の課程を置く学校に係る学則変更認可の審査から適用する。

附則

１　この基準は、平成３０年１月１２日から施行する。ただし、第１の９の資格に関する規定は、同年５月１日から施行する。

２　この基準は、施行日以降、新たに申請される課程を置く学校の設置、学校の課程又は学科の設置、課程を置く学校の収容定員に係る学則変更並びに広域の課程を置く学校に係る学則変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

附則

１　この基準は、平成３１年１月１８日から施行する。ただし、第１の９の資格に関する改正規定は、同年５月１日から施行する。

２　この基準は、施行日以降、新たに申請される課程を置く学校の設置、学校の課程又は学科の設置、課程を置く学校の収容定員に係る学則変更並びに広域の課程を置く学校に係る学則変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

附則

１　この基準は、令和元年８月２３日から施行する。

２　この基準は、施行日以降、新たに申請される課程を置く学校の設置、学校の課程又は学科の設置、課程を置く学校の収容定員に係る学則変更並びに広域の課程を置く学校に係る学則変更認可の審査から適用し、この基準施行日前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

附則

１　この基準は、令和３年２月１日から施行する。

２　この基準は、施行日以後、新たに申請される課程を置く学校の設置、学校の課程又は学科の設置、課程を置く学校の収容定員に係る学則変更並びに広域の課程を置く学校に係る学則変更認可の審査から適用し、この基準の施行日前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

附則

１　この基準は、令和３年８月１２日から施行する。

２　この基準は、施行日以後、新たに申請される課程を置く学校の設置、学校の課程又は学科の設置、課程を置く学校の収容定員に係る学則変更並びに広域の課程を置く学校に係る学則変更認可の審査から適用し、この基準の施行日前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

附則

１　この基準は、令和６年〇月〇日から施行する。

２　この基準は、施行日以後、新たに申請される課程を置く学校の設置、学校の課程又は学科の設置、課程を置く学校の収容定員に係る学則変更並びに広域の課程を置く学校に係る学則変更認可の審査から適用し、この基準の施行日前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 　事務職員数定員 | 人数 |
| 240人以下 | ２ |
| 241人～5000人 | （定員‐240）÷400＋2 |
| 5001人以上 | 14に生徒数の増加に応じた相当数を加えた数 |

別表において、端数を生じた場合は切り上げるものとする。

別表の「定員」とは、学則上の定員をいう。